

(別添)

食品安全科学研究による研究データの管理・利活用に関する ガイドライン

令和7年3月 26日策定

目次

1. 背景及び目的
2. 定義
3. 適用範囲
4. 研究データの公開・共有の考え方
5. DMP による研究データ管理とメタデータ付与による研究データ利活用
6. 留意事項

別紙1(管理対象データとそのメタデータの公開・共有の区分)

別紙2(DMP サンプル様式)

別紙3(食品安全科学研究 メタデータ項目)

別紙4(メタデータの登録方法の例)

1. 背景及び目的

近年、デジタル・トランスフォーメーション(DX)の進展に伴い、研究開発活動の変容が進んでいる。また、オープンサイエンス等の世界的な知の共有を目指した研究成果のオープン化が進みつつある。

このような状況を踏まえ、第6期科学技術・イノベーション基本計画(令和3年3月26日閣議決定)において、公的資金による研究データの管理・利活用の推進について示された。

(参考1)

第6期科学技術・イノベーション基本計画(令和3年3月26日閣議決定)、第2章2.(2)

「新たな研究システムの構築(オープンサイエンスとデータ駆動型研究等の推進)」

<https://www8.cao.go.jp/cstp/6bsibasicplan-kenkyudx.pdf>

知の結合と発展を促し、優れた研究成果とイノベーションを創出していくためには、研究活動における自由と多様性を尊重しつつ、国際的な貢献と国益の双方を考慮に入れた、オープン・アンド・クローズ戦略に基づく研究データの管理・利活用を実行することが我が国として求められる。このような我が国における基本的な考え方を具体化するため、統合イノベーション戦略推進会議において、「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」(以下「基本的な考え方」という。)がまとめられた。

(参考2)

公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方

統合イノベーション戦略推進会議(令和3年4月27日)

本文<https://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/kokusaiopen/sanko1.pdf>

概要https://www8.cao.go.jp/cstp/datapolicy_outline.pdf

本ガイドラインは、上記、「基本的な考え方」の下、食品衛生基準科学研究費補助金及び食品衛生基準行政推進調査事業費補助金における研究データの管理・利活用の具体的な運用を定めるものである。

2. 定義

研究データ: 研究開発の過程で生み出される全てのデータで、電磁的な形態により管理可能なものをいう。研究ノートやメモ、実験や観測、シミュレーション等から直接得られたデータやそれを加工したデータ、論文のエビデンスとなるデータ等が含まれる¹。

管理対象データ: 研究データのうち、研究者の所属する大学、大学共同利用機関法人、国立研究開発法人等の研究開発を行う機関や資金配分機関の基準等に基づいて、管理・利活用の対象として、研究者がその範囲を定めるもの¹

¹ 「基本的な考え方」(<https://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/kokusaiopen/sanko1.pdf>)

データポリシー: 研究データの管理・利活用についての組織としての方針²

データマネジメントプラン(DMP): 研究過程において、どのような種類のデータを、誰がどのように取得し、どのように管理・利活用するかなどについて整理した研究データ管理計画書¹

メタデータ: 管理対象データを説明するための情報から構成されるデータ。研究データの名称、研究データの説明、研究データの管理者、研究データの所在、連絡先、研究データの保存・共有・公開の方針等の情報を含む²。

オープン・アンド・クローズ戦略: データの特性から公開するべきもの(オープン)と保護するもの(クローズ)を分別して公開する戦略²

NII 研究データ基盤(NII Research Data Cloud: NII RDC): オープンサイエンスと研究公正を支え、データ駆動型研究を推進する情報基盤。研究データのライフサイクルに即した3つの基盤「管理基盤(GakuNin RDM)」「公開基盤(WEKO3)」「検索基盤(CiNii Research)」から構成³。

GakuNin RDM(管理基盤): 研究者がプロジェクトにおいて、研究データを迅速に管理・共有できるクラウドサービス³

WEKO3(公開基盤): 研究者の成果物である研究データや研究論文などを公開するリポジトリシステム³。なお、WEKO3 を使ったリポジトリサービスが JAIRO Cloud である。

CiNii Research(検索基盤): 公開基盤や他のリポジトリで公開された学術情報を、横断的に検索するための次世代検索サービス³

リポジトリ: 電子的な知的生産物の保存や発信を行うためのインターネット上のアーカイブシステム。研究開発を行う機関が管理する機関リポジトリ、学会や特定分野の研究機関等が管理する分野別リポジトリ、及び分野・機関に限定されずデータ全般を対象とする汎用リポジトリがある⁴。

厚生労働科学研究成果データベース: 食品安全科学研究の研究成果を広く国民に情報公開するための方策の一つとして、食品衛生科学研究費補助金等で実施した研究の成果をデータベース化しインターネット上

² 「研究データの管理・利活用に関する取組状況の評価体系への導入について」
(https://www8.cao.go.jp/cstp/kenkyudata_hyouka.pdf)

³ 「NII 研究データ基盤(NII Research Data Cloud)の概要」(国立情報学研究所オープンサイエンス基盤研究センター) (<https://rcos.nii.ac.jp/service/>)

⁴ 「研究データ基盤整備と国際展開ワーキング・グループ報告書－研究データ基盤整備と国際展開に関する戦略」(令和元年 10 月研究データ基盤整備と国際展開ワーキング・グループ)

(<https://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/kokusaiopen/houkokusho.pdf>)

で閲覧、検索を行えるようにしたもの⁵

3. 適用範囲

食品衛生基準科学研究費補助金及び食品衛生基準行政推進調査事業費補助金によって生み出された研究データを対象とし、令和6年度以降、新規に開始した全ての研究課題に適用する。

4. 研究データの公開・共有の考え方

1) 公開・共有の区分

「研究データの公開」とは、一般に任意の者に利活用可能な状態で研究データを供することをいう。また、「研究データの共有」とは、アクセス権を付与された限定された者に利活用可能な状態で研究データを供することをいう。

食品安全科学研究における管理対象データとそのメタデータの公開・共有の区分については、別紙1を参照すること。

2) オープン・アンド・クローズ戦略による研究データの取扱い

「基本的な考え方」において、「公的資金による論文のエビデンスとしての研究データは原則公開とし、その他研究開発の成果としての研究データについても可能な範囲で公開することが望ましい。」とされており、食品安全科学研究においてもこれに準ずるものとする。

ただし、その際、研究分野等の特性や、データを管理する組織の特性等にも配慮して、「公開」、「共有」又は「非共有・非公開」の判断が行われる必要があり、単純に、公開や共有を是とするのではなく、オープン・アンド・クローズ戦略に基づいて、合理的な理由により公開及び共有の範囲を研究者が設定すべきである。

具体的には、個人情報、企業の秘密情報、研究の新規性、我が国の安全保障等の観点から留意すべき研究データは非公開とすることが求められる。さらに、産業競争力や科学技術・学術的な優位性を確保する観点から、研究データを即時に公開することが適切で無い場合もありうることから、公開による利活用の促進とのバランスを考慮しつつ、適切なエンバーゴ(時限付き非公開)期間を設定することも想定される。

以上を踏まえ、オープン・アンド・クローズ戦略による研究データの取扱いを、DMP 上で具体的に設定するものとする。

3) 公開の方法

研究データの公開・共有を行う際には、国立情報学研究所が整備を進める NII 研究データ基盤(NII Research Data Cloud: NII RDC)を活用する等、諸法令等が遵守されている機関リポジトリ、分野別リポジトリ、汎用リポジトリ等を利用するなど適切な対応が求められる。

⁵ 「厚生労働科学研究成果データベース」(<https://mhlw-grants.niph.go.jp/>)

(参考3)公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方

統合イノベーション戦略推進会議（令和3年4月27日）

本文<https://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/kokusaiopen/sanko1.pdf>

2. 2-4「研究データの公開・共有の考え方」(抜粋)

本考え方において、「研究データの公開」とは、一般に任意の者に利活用可能な状態で研究データを供することをいう。また、「研究データの共有」とは、アクセス権を付与された限定された者に利活用可能な状態で研究データを供することをいう。

公的資金による研究データについては、オープン・アンド・クローズ戦略に基づき管理・利活用を行う必要がある。具体的には、公的資金による論文のエビデンスとしての研究データは原則公開とし、その他研究開発の成果としての研究データについても可能な範囲で公開することが望ましい。ただし、その際、研究分野等の特性や、大学、大学共同利用機関法人、国立研究開発法人等のデータを管理する組織の特性に配慮して、「公開」、「共有」又は「非共有・非公開」の判断が行われる必要がある。

また、研究データは、国の安全保障を確保し、我が国の産業競争力や科学技術・学術上の優位性を確保するために重要な情報を含む可能性がある。このため、個人情報、企業の秘密情報、研究の新規性、我が国の安全保障等の観点から留意すべき研究データは非公開とすることが求められる。さらに、産業競争力や科学技術・学術的な優位性を確保するためには、研究データを即時に公開することが適切で無い場合もありうることから、公開による利活用の促進とのバランスを考慮しつつ、適切なエンバーゴ(时限付き非公開)期間を設定することも想定される。

したがって、以上のことを考慮した上で、研究データは、適切なオープン・アンド・クローズ戦略に基づいて、公開及び共有が実施される必要がある。言い換えれば、単純に、公開や共有を是とするのではなく、オープン・アンド・クローズ戦略に基づいて、合理的な理由により公開及び共有の範囲を研究者が設定すべきである。

また、研究データの管理・利活用にあたっては、関係諸法令に従うとともに、データの取り扱いに関する各国の国内法及びEU規則並びにデータ管理の原則であるFAIR原則等の国際的な規則や慣行等との整合性に十分留意する必要がある。例えば、研究データの公開・共有を行う際には、これら諸法令等が遵守されている機関リポジトリ、分野別リポジトリ、汎用リポジトリ等を利用するなど適切な対応が求められる。

5. DMPによる研究データ管理とメタデータ付与による研究データ利活用

研究公正の確保は、研究開発を行う機関及び研究者にとって重要な責務であり、研究データは研究開発を行う機関のデータポリシー等に則って適切に保存・管理される必要がある。研究データの効率的かつ適切な管理のため、研究代表者は研究データの管理計画書であるDMPを作成することが求められる。

また、メタデータは、研究データの第三者による利活用を促進する場合、研究データの管理・利活用に関する取組状況を評価する場合、EBPM(Evidence Based Policy Making:証拠に基づく政策立案)の基盤とな

る書誌情報として活用する場合等において重要な情報となる。したがって研究者は、管理対象データにメタデータを付与し、中核的なプラットフォームとして位置づけられている NII 研究データ基盤(NII Research Data Cloud)の CiNii Research(検索基盤)上において検索可能となるように登録することが求められる。

適切に研究データの管理を行い、利活用に供するため、食品安全科学研究における具体的な運用は以下のとおりとする。

1) 研究開始前

1)－1 DMP の作成

研究代表者は、研究開始前までに、別紙2の様式を参考に DMP を作成すること。なお、別紙2の様式の項目を満たしていれば、他の様式を用いてもよい。

作成にあたっては、研究分担者及び研究協力者と協議の上、研究の過程で生み出される全ての研究データの中から、管理対象とすべき研究データの範囲を定め、研究機関のデータポリシー等に基づき、特定した管理対象データの取扱いを設定すること。その際、上記4の考え方の下、オープン・アンド・クローズ戦略に基づいて、合理的な理由により公開及び共有の範囲を設定すること。

1)－2 DMP 作成の確認

DMP 作成の有無について、研究計画書にて確認を行うものとする。

研究代表者は、消費者庁へ DMP を提出する必要はないが、研究計画書にてDMP を作成したこと(又は研究開始前に作成予定である旨)を明記すること。なお、厚生労働省から個別に求めがあった場合、**研究代表者は DMP を提出すること。**

2) 研究実施中

2)－1 研究データの取扱い

研究代表者、研究分担者及び研究協力者、並びに研究に参加する全ての者は、作成した DMP に基づき、研究データを適切に取扱うこと。

2)－2 メタデータの付与

研究代表者、研究分担者及び研究協力者は、DMP に基づき、管理対象データに別紙3に定める項目のメタデータを付与すること。

2)－3 DMP の更新

管理対象データは、研究開発の進捗に応じて、研究者の判断により更新されるものである。**研究代表者は、研究の進捗に応じて、研究データの管理計画書である DMP を適宜更新し、その履歴を残すこと。**

2)－4 評価

複数年度にわたる研究にあっては、毎年度の研究計画書において、DMP に基づき適切に研究データを取り扱っている旨、及び必要に応じて DMP を更新している旨の確認を行うものとする。

継続課題にあっては、研究代表者は、「必要に応じて DMP を更新しているか」、研究代表者及び研究分担者は「DMP に基づき適切に研究データを取り扱っているか」を研究計画書に明記すること。

3) 研究終了後

3)－1 研究データの取扱い

研究終了後においても、必要性を精査の上、研究データが継続的に利活用されることが促進されるべきであり、また、不正な使用や不用意な流出を防ぐよう留意すべきである。このため、研究代表者、研究分担者及び研究協力者、並びに研究に参加した全ての者は、研究終了後においても、DMP に基づき、研究データを適切に取扱うこと。

3)－2 メタデータの登録

研究代表者、研究分担者及び研究協力者は、管理対象データに付与したメタデータを、NII 研究データ基盤(NII Research Data Cloud)の CiNii Research(検索基盤)上において検索可能となるよう登録すること。

研究代表者は、登録方法及び登録者等の詳細を DMP に定めることにより、メタデータの登録状況及びその総数を把握すること。

i 登録方法及び登録事項

登録については、別紙4に示すメタデータの登録方法の例(注)を参考に行うこと。なお、複数の方法を組み合わせて登録を行うことも可能である。

研究課題ごとに、DMPにに基づき付与したすべてのメタデータ(別紙3の項目すべて)を登録する。

注)厚生労働科学研究成果データベースにより登録する場合は、別紙4の「厚生労働科学研究データベース」の備考に留意すること。

ii 登録期限

研究期間内に生み出された管理対象データのメタデータについては、原則として、研究終了後 61 日が経過する日までに登録することが望ましい(複数年度にわたる研究の場合は、研究途中の各年度終了後に登録すること。)。また、メタデータを登録後に、メタデータの修正や追加が必要となった場合は、その都度速やかに行うこと。なお、研究終了後に生み出された管理対象データのメタデータについても可能な限り速やかに登録するよう努めること。

3)－3 メタデータ件数等の入力

i 登録方法

すべての研究課題について、生み出されたメタデータの件数について、厚生労働科学研究成果データベースに入力をを行う。入力については、研究代表者が研究分担者の分も含め、当該研究課題において生み出された件数を、同データベースの「ユーザ情報」のサイトから行うこと。メタデータの件数については、「公開」、「共有」、「非公開・非共有」、「公開猶予」の別に分けて入力する。

ii 登録期限

3)－2の ii と同様、研究期間内に生み出された管理対象データのメタデータの件数等については、原則として、研究終了後 61 日が経過する日までに登録することが望ましい(複数年度にわたる研究の場合は、その最終年度の研究終了後 61 日が経過する日までに行うこと。研究途中の年度終了後に登録することは求めない。)。

3)－4 研究終了後の DMP の管理

研究代表者は、所属研究機関のデータポリシー等に従い、適切に DMP を保存すること。

6. 留意事項

- 登録されたメタデータについては、すべて公開可能なものとして取り扱い、NII 研究データ基盤(NII Research Data Cloud)の CiNii Research(検索基盤)上において公開、検索可能となることから、DMP に「公開」と定めたメタデータのみを登録すること(別紙1参照)。研究データやメタデータに、社会的に大きな

影響を与える機微な情報を含む場合、その他、研究データ又はメタデータの即時公開が適当でない場合等にあっては、必ず事前に研究事業所管課室担当者に相談すること。

- ・あらかじめ、プロジェクトの実施段階から終了後を想定し、機関リポジトリ、分野別リポジトリ、汎用リポジトリ等の適切な保存場所を検討する等の必要な措置を講じておく必要があることにも留意すること。特に、管理対象データのうち公開していないデータについては、他者によって不正にアクセスされたり、あるいは誤って外部へ漏洩したりすることがないように、十分なセキュリティ確保に留意する必要があるため、所属する研究開発を行う機関等で整備されたセキュリティが確保された信頼性の高いストレージで適切に保存すること。

食品安全科学研究における、 管理対象データとそのメタデータの 公開・共有の区分

食品安全科学研究にて、CiNii Research
(検索基盤) 上において検索可能となるよう、
登録を求めるメタデータ

		公開・共有のパターン			
メタデータ	公開		共有	非共有 非公開	
管理対象データ	公開	共有	非共有 非公開	共有	非共有 非公開

全ての管理対象データと、そのメタデータ
について、DMPにまとめる

研究データに関する概念整理

研究データ

公的資金による研究開発の過程で生み出される全てのデータで、電磁的な形態により管理可能なものをいう。研究ノートやメモ、実験や観測、シミュレーション等から直接得られたデータやそれを加工したデータ、論文のエビデンスとなるデータ等が含まれる。

管理対象データ

研究データのうち、研究者の所属する研究開発を行う機関や資金配分機関の基準等に基づいて、管理・利活用の対象として、研究者がその範囲を定めるものをいう。

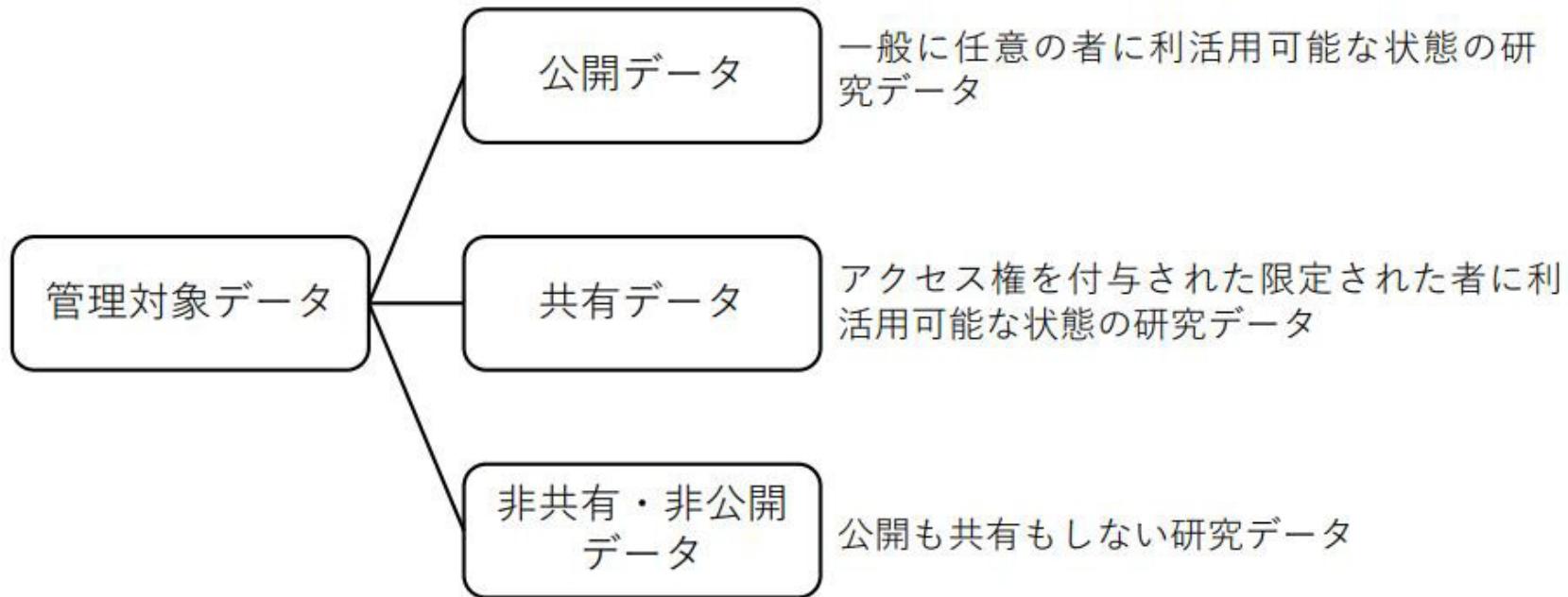
対応

メタデータ

管理対象データを説明するための情報から構成されるデータをいう。研究データの名称、研究データの説明、研究データの管理者及びその連絡先、研究データの所在場所、研究データの保存・公開・共有の方針等の情報を含む

(参考)

管理対象データの公開及び共有の区分



※) 「公的資金による研究データに関する基本的な考え方」から要約

- ✓ 研究分野等の特性や、大学、大学共同利用機関法人、国立研究開発法人等のデータを管理する組織の特性に配慮して、公開、共有、又は非共有・非公開の判断が行われる必要がある
- ✓ 我が国の産業競争力や科学技術・学術上の優位性を確保するために重要な情報を含む可能性があるため、個人情報、企業の秘密情報、研究の新規性、我が国の安全保障等の観点から留意すべき研究データは非公開とすることが求められる
- ✓ 産業競争力や科学技術・学術的な優位性を確保するために、公開による利活用の促進とのバランスを考慮しつつ、適切なエンバーゴ（時限非公開）期間を設定することも想定される
- ✓ 関係諸法令に従うとともに、データの取り扱いに関する各国の国内法及びEU規則並びにデータ管理の原則であるFAIR原則等の国際的な規則や慣行等との整合性に十分留意する必要がある

別紙2 (DMP サンプル様式)¹

DMP 作成日：YYYY/MM/DD

研究事業名：

研究課題名(課題番号)：

研究期間：

研究代表者名(DMP 作成者)：

	管理対象 データ名称 ²	研究データ の説明	研究データ 作成者	研究データ 管理者	研究データ 保存場所	研究データ の公開/共 有/非公開 /非共有 ³	研究データ の公開・提 供場所	メタデータ の公開/共 有/非公開 /非共有 ³	メタデータ 登録方法 ⁴	メタデータ 登録者 ⁵	メタデータ 登録状況 ⁶
1											
2											
3											
…											

改訂履歴：

YYYY/MM/DD：●●を XX へ修正

¹ サンプル様式の項目を満たしていれば、他の様式を用いることも可能ですが。また、研究開始前に未定の箇所は、「未定」といった記載でも構いません。

² 「学会資料」、「報告資料」、「測定結果」などの中身の分からぬ名称は避け、データが特定できる名称を記載ください。

³ 研究データやメタデータに、社会的に大きな影響を与える機微な情報を含む場合、その他、研究データ又はメタデータの即時公開が適当でない場合等にあっては、必ず事前に研究事業所管課室担当者に相談してください。その場合、DMP 上では、「消費者庁と協議」といった記載でも構いません。

⁴ 機関リポジトリ、GakuNin RDM、厚生労働科学研究成果データベースなどのメタデータの登録ルートを記載ください。

⁵ 実際に登録する者を記載ください。必ずしも研究代表者/研究分担者である必要はなく、研究協力者や所属研究機関のアシスタント等でも構いません。

⁶ 研究班内のメタデータ登録状況を本 DMP にてまとめて把握ができるよう、●月●日登録済み、●月●日登録予定といった情報を記載ください。

別紙3（食品安全科学研究 メタデータ項目）

※「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」におけるメタデータの共通項目(令和6年7月30日改正、関係府省申合せ)に準拠

	項目	必須／ 任意	記述言語	備考
1	資金配分機関情報	必須	日本語 英語	日本語：消費者庁 英語：Consumer Affairs Agency
2	体系的番号におけるプログラム情報コード	任意	-	「機関コード」である「CA」を入力
2	プログラム名	必須	日本語 英語	日本語：食品衛生基準科学研究費補助金 英語：Food Safety Standards Sciences Research Grants 又は 日本語：食品衛生基準行政推進調査事業費補助金 英語：Food Safety Standards Policy Research Grants
3	体系的番号	必須	-	食品衛生基準科学研究費補助金、食品衛生基準行政推進調査事業費補助金とともに、 「JPCACAA 課題番号(8桁)」の合計 15 桁を入力
3	プロジェクト名	必須	日本語 英語	研究課題名を記載
4	データNo.	必須	-	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理対象データを一意に特定するための番号を入力 ・ 厚生労働科学研究成果データベースを登録ツールとして利用する場合、自動的に固有の番号が付与されるため、入力不要
5	データの名称	必須	日本語 (英語は任意)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理対象データの特徴を示す名称を入力 ・ 「学会資料」、「報告資料」、「測定結果」などの中身の分からない名称は避ける (例)

				<ul style="list-style-type: none"> ○○実証においてセンサより撮像したデータ及び関連データ ○○のシミュレーションデータ
6	掲載日・掲載更新日	必須	-	<ul style="list-style-type: none"> メタデータが公開された日・更新された日 日付は「YYYY-MM-DD」で記入する。 (例)2024-04-01 リポジトリ(JAIRO Cloud)にデータを保管する場合は自動で管理される 厚生労働科学研究成果データベースを登録ツールとして利用する場合、自動的に日付が付与されるため、入力不要
7	データの説明	必須	日本語 (英語は任意)	<ul style="list-style-type: none"> 管理対象データ取得時の条件や方法、結果等、当該データの内容を入力 (例) ○○実証においてセンサより撮像したデータであり、○○の画像データ ○○のシミュレーションにおいて○○の条件のもとで得られたデータ ○○への応用が期待できる、○○○○のゲノム解析と、その効率的な化合物生産に役立てるための発現プロファイル情報
8	データの分野	必須	日本語 英語	<p>下記リンク先「研究分野一覧」より選択</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/content/10600000/001155246.pdf</p>
9	データ種別	必須	-	JPCOARスキーマガイドラインの資源タイプ語彙別表【Ver2.0】を参考に、適切な種別を選択。該当するものが無い場合は、「dataset」を選択
10	概略データ量	任意	-	<ul style="list-style-type: none"> 管理対象データの概ねのデータ容量を以下から選択。 <ul style="list-style-type: none"> <1GB 1-10GB 10-100GB >100GB システムからデータ容量の値を出力できる場合は、データ容量の値そのものをセットしてもよい
11	管理対象データの利活用・提供方針	必須	日本語 (英語は任)	対象となる管理対象データを提供する場合の条件など(無償／有償等の使用条件や、また論文等で引用する際の引用の仕方等)を入力

		意)	<ul style="list-style-type: none"> 管理対象データを一定期間後に非共有・非公開から共有へ変更する予定のある場合等、特段の事情のあるデータについては、その方針を本項目に記載する。 <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一定期間後に事業の実施上有益なものに対して有償又は無償で提供を開始。但しデータのクリジット標記を条件とする。なおサンプルデータを公開している。
アクセス権	必須	日本語 英語	<ul style="list-style-type: none"> 管理対象データのアクセス権について下記から選択 <ul style="list-style-type: none"> 公開 (open access): 一般に公開されるデータ 共有 (restricted access): 限定された関係者での利活用を目的として共有されるデータ 非共有・非公開 (metadata only access): 公開も共有もされないデータ 公開期間猶予 (embargoed access): 非共有・非公開のデータのうち、一定期間後に公開されるデータ <p>※公開期間猶予を選択した場合、公開予定日 (Available Date) を記載(必須)。日付は「YYYY-MM-DD」で記入する。</p> <p>※公開予定日を迎えたデータは、データ管理者がリポジトリ等のデータの公開手続きを行う必要がある。</p> <p>(補足) 管理対象データのアクセス権について</p> <ul style="list-style-type: none"> 現時点では「非公開・非共有」だが、一定期間後に「公開」とする場合 「アクセス権」は「公開期間猶予 (embargoed access)」とし、「公開予定日」に日付を記載する。 現時点では「非公開・非共有」だが、一定期間後に「共有」とする場合 「アクセス権」は「共有 (restricted access)」とする。 「管理対象データの利活用・提供方針」に「共有」とする予定日付等を記載する。 その他、特段の事情のあるデータについては、その方針を「管理対象データの利活用・提供方針」に記載する。
公開予定日	必須	-	公開期間猶予を選択した場合、公開予定日を記載

12	リポジトリ情報	必須	日本語 (英語は任意)	<ul style="list-style-type: none"> 現在のリポジトリ情報、あるいはプロジェクト終了後のリポジトリ情報を入力 (例) <ul style="list-style-type: none"> ●●大学リポジトリ ●●データベースアーカイブ、自社リポジトリ 等
	リポジトリ URL・DOI リンク	任意	-	<ul style="list-style-type: none"> 情報がある場合は必ず入力。 DOI が付与されている場合は DOI リンク、DOI が付与されていない場合は当該の管理対象データへのアクセス URL を記入(アクセス URL を記載する場合、更新等により URL が変更された際はメタデータの更新を行うこと)。
13	データ作成者	任意	日本語 英語	<ul style="list-style-type: none"> 各管理対象データを生み出した研究者の名前を記入(<u>非公開にしたい場合を除く</u>) 日本人の場合は、日本語欄に漢字フルネーム(姓と名の間は空けない)、英語欄に英語フルネーム(姓と名の間は半角で空ける) 外国人の場合は、日本語・英語両欄に英語フルネーム(姓と名の間は半角で空ける) データ作成者が複数の場合は、セミコロン(;)で区切って入力 <p>(例)</p> <p>日本語: 山田太郎; 鈴木花子; John Smith</p> <p>英語: Taro Yamada; Hanako Suzuki; John Smith</p>
	データ作成者の e-Rad 研究者番号	任意	-	<ul style="list-style-type: none"> 各管理対象データを生み出した研究者の e-Rad で登録された研究者番号を記入(<u>e-Rad 研究者番号を非公開にしたい場合を除く</u>) データ作成者の e-Rad 研究者番号が複数の場合、「データ作成者(日本語)」と対応付けられるよう、同じ順序でセミコロンで区切って入力
14	データ管理機関	必須	日本語 英語	<ul style="list-style-type: none"> 各管理対象データを管理する研究開発を行う機関の名称を入力 組織名に略称を用いることは原則不可(株式会社、国立大学法人、一般社団法人等も記載) データ管理者の異動により、データを異動先の組織へ移管する場合は、データ管理組織を更新する
	データ管理機関コ	任意	-	<ul style="list-style-type: none"> データ管理機関の Research Organization Registry (ROR) コード(「https://ror.org/xxxxxxxxxx」を

	ード			指す) ※ Research Organization Registry: https://ror.org/
	データ管理者	必須	日本語 英語	<ul style="list-style-type: none"> ・ データ管理機関において各管理対象データを管理する部署名又は担当者の名前を入力 ・ 担当者が日本人の場合は、日本語欄に漢字フルネーム(姓と名の間は空けない)、英語欄に英語フルネーム(姓と名の間は半角で空ける) ・ 担当者が外国人の場合は、日本語・英語両欄に英語フルネーム(姓と名の間は半角で空ける) ・ データ管理者の異動により、データ管理者を変更する場合は、メタデータ項目を更新する (例) 日本人の場合:(日本語欄)山田太郎(英語欄)Taro Yamada 外国人の場合:(日本語欄)John Smith(英語欄)John Smith
	データ管理者の e-Rad 研究者番号	任意	-	<ul style="list-style-type: none"> ・ e-Rad の研究者番号を取得している者は、e-Rad 研究者番号を非公開にしたい場合を除き記入 ・ 研究者番号がない管理者や、管理者が組織の場合は不要
	データ管理者の連絡先	必須	日本語 英語	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理者の所属組織名、電話番号、メールアドレス等を記入(メールアドレスを必須、他を任意とする。メールアドレスがない場合は、所属組織名(法人内の部署名等)、住所、電話番号を必須とする) ・ 管理対象データに興味を有する第三者が必ずデータ管理者にたどり着けるようにする (例) E-Mail: ○○@○○○○○ ○○研究所○○部門○○課 TEL: ○○-○○○○-○○○○ ○○大学○○研究室 TEL: ○○-○○○○-○○○○ E-Mail: ○○@○○○○○
15	備考	任意	-	<ul style="list-style-type: none"> ・ データ管理者等のメモとして使用 ・ 本項目は、公開メタデータであっても、CiNii Research(検索基盤)上等では表示されない。

別紙4（メタデータの登録方法の例）

	登録先	備考
1	機関リポジトリ	<ul style="list-style-type: none"> ・機関リポジトリ一覧 https://irdb.nii.ac.jp/repositorylist
2	GakuNin RDM(管理基盤)	<ul style="list-style-type: none"> ・CiNii Research(検索基盤)で検索可能とするためには連携機能(国立情報学研究所にて準備中)等を通じて研究データを公開基盤に送信する必要があることに留意すること。
3	分野別リポジトリ、汎用リポジトリ、その他の CiNii Research(検索基盤)上でメタデータが検索可能となるプラットフォーム等	
4	厚生労働科学研究成果データベース ※令和7年4月1日以降使用可能	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働科学研究成果データベースで登録されたメタデータは、システム間連携により、CiNii Research(検索基盤)上において公開、検索可能となる。 ・1～3いずれかの方法で登録する場合、厚生労働科学研究成果データベースでの二重での登録は不要。 ・厚生労働科学研究成果データベースにおいては、研究者より、登録された時点で、公表につき承諾を得たものとするため、十分配慮のうえ登録すること。 ・メタデータの登録については、必要情報を記載したエクセル形式のファイルのアップロード又は厚生労働科学研究成果データベース上の登録フォームに入力することで行う。 ・厚生労働科学研究成果データベースのホームページ(「成果報告に関するヘルプ」のページ)に掲載される登録作業に関するマニュアルも参考に登録すること。 <p>厚生労働科学研究成果データベースのリンク https://mhlw-grants.niph.go.jp/</p> <p>・登録方法 厚生労働科学研究成果データベースにより登録する場合、原則として、研究代表者及び研究分担者が、研究協力者が付与したものも含め、各分担研究において付与されたメタデータすべてを登録すること。なお、研究期間の途中で研究代表者又は研究分担者が交代する場合、前任の研究者が付与したメタデータについては、後任の研究者に適切に引継ぎ(研究分担者が交代する場合は、研究代表者に引き継ぐことも可能とする)、後任の研究者が厚生労働科学研究成果データベースへの登録や内容の更新を行うこととする。</p>